

平成25年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約通知について
- 日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程 6 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 8 議案第3号 現況証明願いに対する証明書の交付について
- 日程 9 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
- 日程 10 議案第5号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
- 日程 11 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について
- 日程 12 議案第7号 平成25年度稲敷市標準農作業料金の承認について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程 10 議案第5号
- 日程 11 議案第6号

出席委員

1 番	宮 本 昇 君	1 7 番	井戸賀 吉 男 君
2 番	関 口 邦 子 君	1 8 番	山 口 幸 一 君
3 番	蛭 原 一 君	1 9 番	宮 本 善 助 君
4 番	村 山 文 雄 君	2 0 番	保 科 進 君
5 番	篠 崎 惣 壽 君	2 1 番	清 原 寿 君
6 番	松 本 文 雄 君	2 2 番	加 納 昭 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 3 番	飯 塚 恒 雄 君
8 番	川 島 昇 君	2 5 番	濱 田 昭 一 君
1 0 番	千 勝 忠 君	2 6 番	沖野谷 秀 雄 君
1 1 番	山 崎 健 一 君	2 7 番	永 長 秀 敏 君
1 2 番	坂 本 富 男 君	2 8 番	澤 邊 雅 之 君
1 3 番	秋 本 精 一 君	2 9 番	遠 藤 一 行 君
1 4 番	篠 崎 文 夫 君	3 1 番	山 下 恭 一 君
1 5 番	坂 本 一 雄 君	3 2 番	高 須 一 郎 君
1 6 番	古 澤 真 和 君		

欠席委員

9 番	小 貫 和 子 君	2 4 番	飯 田 稔 君
3 0 番	糸 賀 泰 夫 君		

出席説明員

農業委員会事務局長	森 川 春 樹
農業委員会事務局長補佐	飯 島 伸 生
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝 行
農業委員会事務局主査	高 橋 涉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月2日（水） 稲敷市長へ新年のあいさつ
市長宅

出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
篠田惣壽委員，森川春樹事務局長

1月11日（金） 農業委員会稲敷郡協議会会長・局長会議
12日（土） つくば市

出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

1月18日（金） 稲敷市標準農作業利用料金改定検討会
稲敷市役所東庁舎 3階会議室

出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
篠田惣壽委員，森川春樹事務局長

1月24日（木） 稲敷郡農業委員会研修会
龍ヶ崎市

出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
他委員16名，森川春樹事務局長

午後3時12分開会

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） それでは，ただいまから平成25年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては，稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により，会長が議長となり議事進行いたしますので，よろしくお願いたします。

○議長（加納 昭君） それでは，議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は9番，小貫和子委員，24番，飯田 稔委員，30番，糸賀 泰夫委員の3名であります。よって，農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので，本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は，お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に，会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は26番、沖野谷 秀雄委員、27番、永長 秀敏委員の兩名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条1項13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、太田字上笹前、田1筆、5,587平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君）

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、清久島字清久島、田8筆、畑2筆、計10筆、11,291平方メートルでございますが、平成24年12月18日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、下太田字池下ほか4地区、田9筆、畑1筆、水路（現況田）5筆、計15筆、7,541平方メートルでございますが、平成24年12月11日、被相続人の死

亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

以上よろしく、ご承認願います。

議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告願います。森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） 3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、南太田字南、田1筆、144平方メートルでございますが、携帯電話の基地局設置のため、合意解約するものでございます。

受理番号2番、堀川字柳浦ほか4地区、田10筆、畑1筆、計11筆、20,728平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、柴崎字寄居下ほか2地区、田4筆、13,692平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、堀川字丑新田、田4筆、7,075平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番、椎塚字中郷ほか2地区、田8筆、21,728平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

議長（加納 昭君） これはまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 5 報告第4号 「制限除外の農地の移動届出」について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を

議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，南太田字南，田1筆，144平方メートルでございますが，ソフトバンクモバイル株式会社が携帯電話基地局の設備を設置するため届出があったものです。農地法施行規則第53条第1項第14号に基づくものでございます。なお，添付すべき必要書類等は，事務局で確認した結果，問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくをお願いします。

日程 6 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号，「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）6ページをお開き願います。

議案第1号，「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，信太古渡字下宿，畑1筆，641平方メートルについてでございますが，申請人は農家住宅敷地を拡張するものであります。申請地は既に農業用倉2棟及び作業場として利用しており，今回は追認の申請となります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。倉庫は鉄骨造1棟，89.434平方メートル，木造1棟，29.81平方メートルとなっており，許可を受けずに建築した件に関し，始末書が添付されております。敷地内は上下水道はなし，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第1号，受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま，事務局の説明でございましたが，調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について澤邊委員より報告をお願いします。

○28番（澤邊 雅之君）28番澤邊です。受理番号1番について，さる22日，宮本委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく，農業用倉庫及び作業用地としてすでに利用されているものであり，周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが，問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認め

ます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、神宮寺字馬場尻、畑1筆、235平方メートルについてでございますが、申請人が購入する土地付き一戸建て住宅が、隣接する農地に はみ出して建っていた為、自己住宅敷地を拡張するものであります。申請地は既に住宅敷地の一部として利用されているため、今回は追認申請となります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。住宅は木造2階建て、総建築面積185.70平方メートルとなっております。上水道は井戸、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第一種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、甘田字東、畑1筆、265平方メートルについてでございますが、申請人は自己住宅用地として利用するものであります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。住宅は木造平屋建、総建築面積57.96平方メートルとなっております。上水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、南太田字南、田1筆、815平方メートルについてでございますが、申請人は今月案件の報告第4号受理番号1番の携帯電基地局設置の為の工事用地として一時転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域内であります。工事

用地には仮設事務所，仮設トイレ，資材置場，工事車両駐車場を設け，作業用地は鉄板敷きであります。上下水道はなく，雨水は自然浸透となっております。農地区分は農用地区域内で意見書が添付されており，農地転用許可基準に該当するものと考えられます

受理番号4番，阿波崎字北須賀，畑1筆，500平方メートルについてでございますが，申請人は自己住宅用地として利用するものであります。申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。住宅は木造2階建，総建築面積130.84平方メートルとなっております。上水道は公共水道，下水は公共下水道，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番，村田字東坪，畑1筆，381平方メートルについてでございますが，申請人は自己住宅用地として利用するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。住宅は木造平屋建，総建築面積84.46平方メートルとなっております。上水道は井戸，下水は公共下水道，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番，佐原組新田字佐原組，畑2筆，計103平方メートルについてでございますが，申請人は資材置場用地として利用するものであります。現在，足場組立の業務に必要な，単管パイプ，足場板等の資材や運搬用トラックの置き場所が不足しており，自宅前の農地に許可を得ずに仮置きをしております。今回の申請により業務に必要な資材置場を確保し，違反していた仮置き場の解消をするものであります。申請書には始末書も添付されております。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。敷地内は採石敷きとし，周囲をネットフェンスで囲み，上下水道はなし，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号，受理番号1番から6番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま，事務局の説明でございましたが，調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番及び2番について秋本委員より報告をお願いします。

○13番（秋本 精一君）13番秋本です。受理番号1番，2番について報告いたします。さる22日，飯田委員と事務局で現地調査及び申請書類の審査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく，受理番号1番は住宅敷地として利用しているものであり，また，受理番号2番は自己住宅敷地として利用するものであります。周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが，問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について，古澤委員より報告願います。

○16番（古澤 真和君）16番古澤です。受理番号3番について，さる22日，千勝委員，事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果事務局の説明通り

で間違いはなく、携帯電話基地局設置工事のための作業所及び資材置き場としての一時転用であり、周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、永長委員より報告願います。

○27番（永長 秀敏君）27番永長です。受理番号4番について、さる22日、蛭原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく、自己住宅敷地として利用するものであり、周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、村山委員より報告願います。

○4番（村山 文雄君）4番村山です。受理番号5番について、さる22日、山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく、自己住宅敷地として利用するものであり、周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。調査員の報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本 富男君）12番坂本です。受理番号6番について、さる22日、加納会長と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく、自営業の資材置き場として利用するものであり、周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」の採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）8ページをお開き願います。

議案第3号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、浮島字神落、田1筆、340平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和36年に建築された物置、及び昭和51年に建築された木造平屋建住宅が建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書及び始末書が提出されています。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について、さる22日、小貫委員、高須委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から農家住宅の敷地として利用されており、建築年が記載された固定資産評価証明書と平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書と合わせて確認しました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第5号「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

日程 9 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」

を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査(高橋 渉君) 9ページをお開き願います。

議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年1月11日受理，佐原組新田字佐原組，田2筆，797平方メートルの内350平方メートルに育苗ハウスを設置する計画です。申請地を，市内の建材店で購入する山砂350立方メートルで，約1メートル埋立する計画です。

平成25年1月11日受理，市崎字小谷津，田1筆，4，782平方メートルの内490平方メートルを湿田解消する為の計画です。独立行政法人水資源機構利根下流総合管理所で浚渫した砂を50センチメートル客土する計画です。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長(加納 昭君) ただいま事務局の説明でしたが，これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは，質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより，議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島 伸生君) よろしくお開きください。

議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は，農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で，今回は，新規設定が7件，40筆，82，268平方メートル，再設定が8件，36筆，61，878平方メートル，合計15件，76筆，144，146平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について，ご説明いたします。

受理番号1番，中島字講谷津ほか1地区，田8筆，10，094平方メートル，新規設

定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,143アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号2番、堀川字丑新田、田4筆、7,075平方メートル、

受理番号3番、椎塚字中郷ほか1地区、田8筆、21,728平方メートル、

受理番号4番、柴崎字寄居下ほか2地区、田4筆、13,692平方メートル、

受理番号5番、堀川字柳浦ほか4地区、田11筆、20,728平方メートル、

いずれの4件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積99アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の農業者です。

受理番号6番、橋向字橋向ほか1地区、田2筆、2,954平方メートル、

受理番号7番、押砂字下野、田3筆、5,997平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積817アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号8番から15番の再設定については、議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島 伸生君）

議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づく、市選挙管理委員会への当委員会の意見決定については、本日開催の審査会における審議結果を事務局で整理・集計し、1月31日に市選挙管理委員会に送付するというごこと、ご承認いただきたくお諮りいたします。また、送付いたしました審査結果の集計結果につきましては、2月総会開催時に報告させていただきます。以上です。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 平成25年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第7号、「稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森川春樹事務局長

○農業委員会事務局長（森川 春樹君）それでは、追加議案の

議案第7号、「稲敷市標準農作業利用料金の承認について」でございます。さる1月18日、東庁舎第3会議室におきまして、関係機関の出席のもと、平成25年度農作業利用料金の検討会を開催いたしました。この検討会の結果を受けまして、本日提案するものでございます。今回は利用料金の変更はありません。昨年と同様の料金です。なお、一部単位表示の変更がございます。作業名「その他」ですが、一番右側の一番下の欄ですけれど、畔塗と言う作業名ですけれど、この表示を昨年は、1メートル30円と表示をしておりましたけれど、100メートル3,000円と言うふうに表示を変更いたしました。それから、この標準農作業利用料金のお知らせにつきましては、「農業委員会だより」、それから農業委員会のホームページ等によりお知らせいたします。また、各庁舎にチラシ等を作りまして、配布をして周知をいたします。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより議案第7号、「稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後3時49分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加納 昭 ㊟

26番委員 沖野谷 秀雄 ㊟

27番委員 永長 秀敏 ㊟